

三 同意自発雇用創造地域における支援措置

- (一) 同意自発雇用創造地域において、地域雇用開発を促進するため、地域雇用創造協議会からの提案により当該協議会等に委託して実施する事業（以下「地域雇用創造推進事業」という。）は、次に掲げる事業とすること。
 - イ 同意自発雇用創造地域の事業主であつて新たな事業の分野への進出等に伴い当該同意自発雇用創造地域に居住する求職者を雇い入れようとするものの相談に応じ、助言、指導等を行う事業
 - ロ 同意自発雇用創造地域に居住する求職者又は当該同意自発雇用創造地域に所在する事業所の内定者に対して、就職等に必要な知識及び技能を習得させるための講習等を行う事業
 - ハ 同意自発雇用創造地域に所在する事業所の事業の概要、求人等に関する情報を収集、提供し、及び求職者等の相談に応じ、助言、指導等を行う事業
 - ニ その他、同意自発雇用創造地域における雇用の創造に資すると認められる事業
- (二) 地域雇用創造推進事業を委託できる地域雇用創造協議会以外の団体は、次のいずれにも該当するものとすること。

イ 地域雇用創造協議会を構成する法人であること。

ロ 地域雇用創造推進事業を適切に実施するために必要な職員の配置等の体制が整備されていること。

ハ その他、地域雇用創造推進事業を効果的かつ効率的に行うことができると思われること。

(三) その他地域雇用創造推進事業の委託契約に関する事項を定めること。

四 その他

(一) 地域中小企業団体の構成員である中小企業者が、当該地域中小企業団体をして労働者の募集を行わせようとする場合における必要な事項を定めること。

(二) 地域雇用創造計画の同意に係る厚生労働大臣の権限（関係行政機関の長に協議することを除く。）等を都道府県労働局長に委任すること。

(三) その他所要の規定の整備を行うこと。

第三 雇用保険法施行規則の一部改正

一 地域雇用開発助成金制度の改正

(一) 地域雇用開発促進助成金を廃止し、地域雇用開発助成金として、雇用開発奨励金、中核人材活用奨

励金等を創設するものとする。

- (二) 雇用開発奨励金について、同意雇用開発促進地域に事業所を設置整備して当該同意雇用開発促進地域に居住する求職者を雇い入れる事業主に対して支給するものとともに、過疎雇用改善地域を過疎等雇用改善地域に改め、地理的条件により雇用機会が著しく不足するおそれのある地域を対象に加えること。

- (三) 中核人材活用奨励金について、同意雇用開発促進地域に所在する事業所に中核人材労働者を受け入れ、かつ、当該同意雇用開発促進地域に居住する求職者を雇い入れる事業主に対して、中核人材労働者五人までについて、一人につき百万円（中小企業事業主にあつては、百四十万円）支給するものとする。

二 キヤリア形成促進助成金制度の改正

- (一) 地域人材高度化能力開発助成金を廃止し、キャリア形成促進助成金として、地域雇用開発能力開発助成金を創設するものとする。

- (二) 地域雇用開発能力開発助成金について、同意雇用開発促進地域に事業所を設置整備して当該同意雇

用開発促進地域に居住する求職者を雇い入れ、当該事業所の労働組合等の意見を聴いて作成した事業内職業能力開発計画に基づき作成した年間職業能力開発計画に基づき職業訓練等を受けさせる事業主等に対し、当該職業訓練の運営に要した経費等について厚生労働大臣の定める方法により算定した額の三分の一（中小企業事業主にあつては二分の一）の額を支給するものとする。

三 地域求職活動援助事業の廃止及び地域雇用創造推進事業の創設

地域求職活動援助事業を廃止し、地域雇用創造推進事業を創設するものとする。

四 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第四 その他

一 施行期日

この省令は、雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年八月四日）から施行するものとする。ただし、第一の二、三及び五の一部については、平成十九年十月

一日から施行するものとする。